



2022年5月18日

各位

会社名 株式会社データ・アプリケーション
代表者名 代表取締役社長執行役員 安原 武志
(コード番号 : 3848)
問合せ先 取締役執行役員経営企画管理本部長 金子 貴昭
(電話 : 03-6370-0909)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月18日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお本件は、2022年6月21日開催予定の当社第37回定時株主総会に付議する予定です。

記

1. 変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」の施行により、上場会社は、定款に定めることにより一定条件のもと、新たに場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくすることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化に資するとともに、新型コロナウイルス感染症やその他有事等の発生に伴う社会情勢の変化にも柔軟に対応ができるものと考え、現行定款第12条の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更に関しては、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものです。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものです。
- ③上記の新設する規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

2. 変更内容

定款変更案の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集) 第12条 (条文省略) (新設)	(招集) 第12条 (現行どおり) (2) 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。
(新設)	(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 (2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第14条～第45条 (条文省略)	第15条～第46条 (現行どおり)
(新設)	附則 (1) 第14条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。 (2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。 (3) 本附則は施行日から6か月を経過した日に削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日：2022年6月21日

定款変更の効力発生予定日：2022年6月21日

以上